

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年5月 27 日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 13 件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 8件

国 民 年 金 関 係 5件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2101066 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2200003 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 14 年 1 月 1 日から平成 15 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 14 年 1 月から平成 15 年 1 月までは 9 万 8,000 円から 62 万円とする。

平成 14 年 1 月から平成 15 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から平成 15 年 2 月 1 日まで

平成 22 年、年金事務所から送られてきたお知らせにより、私の A 社における請求期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。標準報酬月額が変更されることについては、同社及び社会保険事務所(当時)から何の連絡や説明も受けておらず、私が所持する同社の給与支給明細書及び元事業主が保管していた平成 14 年 10 月の標準報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を提出するので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録において、A 社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 15 年 2 月 1 日。以下「全喪日」という。)より後の、同年 2 月 10 日付けで、平成 14 年 10 月 1 日の定時決定に係る記録を取り消した上で、同年 1 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額する処理が行われている。

また、A 社の全喪日時点で、請求者を除き唯一厚生年金保険被保険者記録が確認できる代表取締役についても、オンライン記録において、平成 15 年 2 月 10 日付けで、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に遡って、標準報酬月額を減額する処理が行われている。

さらに、請求者から提出された A 社の給与支給明細書及び平成 14 年 10 月の標準報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、前述の遡及訂正前の当初の標準報酬月額と一致する。

加えて、A 社に係る商業登記を見ると、請求者は請求期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、請求者は、会社印及び代表者印は、代表取締役が金庫の中に保管しており、必要な時、代表取締役の承諾を得て、金庫から出し使用していた旨陳述していることから、代表取締役の関与なく、請求者が厚生年金保険被保険者資格等に係る届出はできなかったと考えられる上、前述の標準報酬月額の遡及減額処理に係る届出を、代表取締役の権限を有しない請求者自らが行ったとは考え難い。

これらのことを総合的に判断すると、平成 15 年 2 月 10 日付けで行われた請求者に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと考え難く、請求者について、平成 14 年 1

月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の A 社における請求期間の標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た 62 万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101065号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200004号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成24年1月1日から平成27年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年1月から平成26年8月までは16万円を22万円、同年9月から平成27年6月までは16万円を20万円とする。

平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成22年4月28日から平成27年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成22年4月から同年8月までは18万円、同年9月から平成23年8月までは20万円、同年9月から平成24年8月までは24万円、同年9月から平成26年8月までは26万円及び同年9月から平成27年6月までは30万円とする。

平成22年4月から平成23年12月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)及び平成24年1月から平成27年6月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年4月28日から平成27年7月1日まで

国(厚生労働省)の記録によると、私がA事業所に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、同事業所発行の給与明細書に記載されている給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書しか保管していないが、調査の上、請求期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出されたA事業所の給与明細書及び同事業所から給与計算事務等を依頼されていた者から提出された請求者に係る賃金台帳から判断すると、請求者が、請求期間のうち平成24年1月1日から平成27年7月1日までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 24 年 1 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 1 月から平成 26 年 8 月までは 22 万円及び同年 9 月から平成 27 年 6 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、前述の給与明細書、賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書、賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる報酬月額から、平成 22 年 4 月から同年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から平成 24 年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から平成 26 年 8 月までは 26 万円及び同年 9 月から平成 27 年 6 月までは 30 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 22 年 4 月から平成 23 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）及び平成 24 年 1 月から平成 27 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100326号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200005号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は28万円、同年12月5日は30万7,000円、平成16年7月16日は23万7,000円、同年12月3日は31万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳の写しを提出するので、調査の上、請求期間①から④までの各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳、預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は28万円、請求期間②は30万7,000円、請求期間③は23万7,000円、請求期間④は31万2,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払日については、前述の預金通帳及び預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請

求期間③は平成 16 年 7 月 16 日、請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産手続が終了している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101012号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200006号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年5月1日から平成29年3月29日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年5月から同年11月までは13万4,000円、同年12月から平成29年2月までは17万円とする。
平成28年5月から平成29年2月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年3月29日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。
平成29年3月29日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成29年3月29日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のA社における平成29年3月29日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。
平成29年3月の訂正後の標準報酬月額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成28年5月1日から平成29年3月29日まで
② 平成29年3月29日から同年4月1日まで

請求期間①について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額と相違しているので当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成29年3月29日となっているが、同年3月31日に同社を退職したので資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に

当たらないため、当該期間の標準報酬月額については、同法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間①について、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成 28 年 5 月から同年 11 月までは 13 万 4,000 円、同年 12 月から平成 29 年 2 月までは 17 万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、B 市から提出された A 社に係る給与支払報告書、雇用保険の記録及び同社から提出された賃金台帳等から判断すると、請求者は、請求期間②において同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている請求者の資格喪失年月日が平成 29 年 3 月 29 日となっていることから、同日を資格喪失年月日とする当該届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、17 万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間②の訂正後の標準報酬月額（上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100997号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年8月1日から昭和63年2月1日まで

私は、入社後は厚生年金保険に加入すると言われ昭和62年8月1日にA社に入社したが、年金記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和63年2月1日となっているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

請求期間について、請求者は、自身が国民年金保険料の納付をやめた昭和62年8月1日からA社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、同社が破産した際に弁護士や管財人に処理を任せたので書類を保管しておらず、自身の記憶も確かでないため、請求者の勤務期間について不明である旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認又は推認することができない。

また、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者期間がある者のうち、所在の確認できた6人に照会したところ、回答のあった5人全員が請求者のことを知っているとは回答しているものの、請求者の勤務期間について具体的な回答は得られず、請求者が請求期間に勤務していたことを確認することができない。

さらに、A社の元事業主は、従業員の厚生年金保険への加入について、全員入社と同時に加入させていた旨回答しており、請求者と同時期(昭和60年から昭和63年まで)に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、同社における雇用保険の記録が確認できた元同僚9人は、全員が雇用保険の被保険者資格取得年月日と同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、請求者の同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日(昭和63年2月1日)と厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100349号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200002号

第1 結論

平成9年3月1日から同年10月6日までの請求期間については、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

平成9年10月から平成10年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年3月1日から同年10月6日まで
② 平成9年10月から平成10年5月まで

請求期間①は、当時の配偶者(以下「配偶者」という。)が厚生年金保険の被保険者であり、私はその被扶養者であったことから、国民年金第3号被保険者となる期間である。

また、請求期間②については、配偶者が会社を退職後、自身と私の国民年金保険料をA市役所で定期的に納付してくれた。

いずれの請求期間も未加入又は未納となっているが、外国人に係る在留資格の更新時には法令の遵守状況を厳しく調べられたので、国民年金に係る届出及び保険料の納付をきちんと行っていなければ、当該資格の更新が認められず、その後に帰化することもできないはずだ。

請求期間当時の外国人登録証明書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の被保険者資格に係る届出及び保険料の納付を行うためには、国民年金の加入手続が必要であり、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための基礎年金番号が付番されるところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は請求期間②後の平成12年7月21日に付番されていることから、この頃に平成9年7月20日(請求者の上陸許可年月日)に遡って国民年金第1号被保険者(外国からの転入)として被保険者資格を取得した状況がうかがえる。また、同様の事情が請求者から提出された年金手帳においても確認でき、これらの状況は、請求者の主張と符合せず、請求者は請求期間①及び②当時、国民年金に未加入であったものと考えられる。

一方、請求者が主張するとおり、請求期間①に係る国民年金第3号被保険者の届出及び請求期間②に係る国民年金保険料の納付を行うためには、前述の基礎年金番号とは別の基礎年金番号が必要となるところ、請求者に対する別の基礎年金番号の有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号が付番されたことは確認できない。

また、請求期間①について、国民年金第3号被保険者となるには、被用者年金各法の被保険者である国民年金第2号被保険者の配偶者が、健康保険法等による被扶養者の認定基準に該当するなど第2号被保険者の収入により生計を維持する者に該当し、かつ、国民年金第3号被保険者に係る届出が必要となるところ、配偶者が当時勤務していたB社(請求期間当時は、C社)

及び同社が加入していたD組合は、請求期間当時の被扶養者に係る記録を保管していない上、請求者は、国民年金第3号被保険者の届出を行ったとされる配偶者に対する照会を望んでおらず、これらの事実を確認することができない。

さらに、請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料を自身の国民年金保険料と一緒に納付したとされる配偶者も、当該期間は未納であることが確認できる上、国民年金法の時効に関する規定により国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年であることから、前述の被保険者資格を取得した時点で、請求期間②の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求期間①及び②について、配偶者が請求者の国民年金に係る手続等を行ったとされるA市は、請求者に係る国民年金保険料の加入状況等が確認できる資料を保管していない上、当該各期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、複数の請求期間に係る年金記録が欠落する可能性は低いものと考えられる。

なお、請求者は、国民年金第3号被保険者に係る届出及び保険料の納付をしていなければ、外国人に係る在留資格の更新が認められるはずがない旨主張しているところ、請求期間当時の出入国管理及び難民認定法施行規則には、日本人の配偶者等に係る在留資格の更新時に提出しなければならない書類として、国民年金保険料の納付状況を示す資料は確認できない。

このほか、請求期間①の国民年金第3号被保険者に係る届出が行われていたこと及び請求者又は配偶者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金第3号被保険者に係る届出及び国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①について、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。また、請求者又は配偶者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100839号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200008号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和39年4月1日から昭和43年8月10日まで
② 昭和43年12月1日から昭和47年8月26日まで
③ 昭和48年4月15日から昭和61年12月5日まで

請求期間①について、D市のE社内にあったA社に勤務した。

請求期間②について、請求期間①と同様にE社内にあったB社に勤務した。

請求期間③について、F市にあったC社に勤務した。

いずれの請求期間においても厚生年金保険の被保険者記録がないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該各期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、厚生年金保険の被保険者として請求対象事業所に勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間①について、A社は、当時、E社D支店内で事業を行っていたとしているものの、請求者の当該期間に係る勤務に関して、同社の保管資料に請求者の氏名がない旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し、複数の者から回答又は陳述を得られたが、請求者を記憶する者はおらず、これらの者から請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができなかった。

さらに、A社は、同社の保管資料に請求者の氏名がないので、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、このほか、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B社は、当時、E社D支店内で事業を行っていたとしているものの、B社の事業主は、請求者の当該期間に係る勤務に関して、当時の同社D支店の社員名簿を確認したが、請求者の名前がない旨陳述している。

また、オンライン記録において、請求期間②にB社における厚生年金保険被保険者記録があ

る者に照会し、複数の者から回答又は陳述を得られたが、請求者のことを記憶する者はおらず、これらの者から請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができなかった。

さらに、請求者は、B社に入社するきっかけとなった紹介者の姓を記憶しているが、当該姓からは個人の特定ができず、当該紹介者に事情をうかがうことができない。

加えて、B社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していないと回答しており、このほか、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者は、F市にあったC社に勤務した旨主張しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより事業所名称の検索を行ったが、同市において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、請求者は、C社における事業主及び同僚一人の姓を記憶しているが、当該姓からは個人の特定ができないことから、当該事業主及び同僚に照会を行うことができず、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除並びに同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2101060 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2200009 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 59 年 6 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明かでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の取得年月日が昭和 59 年 6 月 1 日となっているが、同社には同年 4 月 1 日に入社し、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同社の回答により、請求者は請求期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付については不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101072号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200010号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は36万5,000円、同年12月5日は36万7,000円、平成16年7月16日は35万5,000円、同年12月3日は37万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

請求期間①から④までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表並びにA社の元従業員の請求期間①から④までの各期間に係る賞与明細書及び預金通帳等から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等から推認できる賞与額から、請求期間①は36万5,000円、請求期間②は36万7,000円、請求期間③は35万5,000円、請求期間④は37万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払日については、前述の預金取引明細表に記載されている勘定日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日、請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産手続が終了している上、元事業主からは回答

が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101307号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200011号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は25万円、同年12月5日は29万1,000円、平成16年7月16日は30万2,000円及び同年12月3日は34万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から④までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳の写しを提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者の請求期間に係る預金取引明細表、A社の元同僚の賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により推認できる賞与額から、請求期間①は25万円、請求期間②は29万1,000円、請求期間③は30万2,000円及び請求期間④は34万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支給日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101055号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200003号

第1 結論

昭和56年*月から昭和59年4月までの請求期間、同年5月から同年8月までの請求期間及び同年9月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和56年*月から昭和59年4月まで
② 昭和59年5月から同年8月まで
③ 昭和59年9月から昭和60年3月まで

昭和56年4月頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料は、集金人に納付したが、年金記録では請求期間①及び③は未納、請求期間②は未加入となっている。

請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料は、父母の国民年金保険料と合わせて、母が自宅に来ていた集金人に納付していたので、当該各期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料は、集金人に両親の国民年金保険料と合わせて納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、昭和60年6月1日にA市において払い出されており、当該記号番号の前後の記号番号に係る国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続きは同年5月又は同年6月頃に行われたものと推認できることから、当該加入手続き時点において、請求期間①のうち昭和58年3月以前の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求期間①のうち昭和58年4月以降の期間、請求期間②及び請求期間③の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者から過年度納付を行ったとする陳述はない。

さらに、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2101382 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2200004 号

第 1 結論

昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 59 年 4 月頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付したが、年金記録では当該期間に係る国民年金保険料が未納と記録されている。

しかし、母は、兄の国民年金保険料と一緒に、私の国民年金保険料を婦人会に納付していたので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料は、婦人会に兄の国民年金保険料と一緒に納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号（＊）は、昭和 62 年 4 月 2 日に A 市において払い出されており、当該記号番号の前後の記号番号に係る国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続きは同年 3 月頃に行われたものと推認できることから、当該加入手続き時点において、請求期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、一緒に納付していたとする請求者の兄についても、請求期間に係る国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101465号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200005号

第1 結論

昭和42年*月から昭和47年6月までの請求期間及び昭和48年2月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和42年*月から昭和47年6月まで
② 昭和48年2月から昭和51年3月まで

請求期間①及び②の国民年金保険料について、平成12年以降に、A社会保険事務所(当時)において未納期間となっていることを教えてもらい、まとめて納付したにもかかわらず、当該各期間の国民年金保険料は、納付済期間となっていないので、調査の上、当該各期間に係る年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が離婚した平成12年より後に、社会保険事務所から届いた年金の便りにおいて自身の年金受給額が少額だと分かり、A社会保険事務所の説明を受けたところ、請求期間①及び②の国民年金保険料について、未納となっており、納付した方がよいと教えてもらったので、預金を引き出し、まとめて納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、B市役所の国民年金の窓口で納付したが、具体的な納付年月日は覚えておらず、納付のためにまとめた金額を引き出したことが確認できる預金通帳も見当たらない旨陳述している。

また、請求者が陳述する請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付時期(平成12年以降)において、国民年金法の時効の規定により、当該各期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、年金記録訂正請求書に添付された請求の概要において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、昭和50年代に、C銀行D支店において90万円以上を引き出し、同支店の窓口で納付した旨記載しているところ、同年代において、国民年金保険料の第2回及び第3回特例納付制度が実施されているものの、請求者の陳述から、請求者が当該各期間の国民年金保険料を特例納付したことはうかがえない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに当該各期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100898号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200012号

第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から平成31年1月までの標準報酬月額については、26万円から28万円とする。

平成30年9月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年9月1日から平成31年2月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額は平成30年4月から同年6月までに支給された給与平均額から28万円となるが、年金給付に反映される標準報酬月額は26万円となっているので、当該標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された給与支払台帳により、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する請求者に係る平成30年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びA社から提出された当該算定基礎届の訂正届(写)により、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正する旨の届出を年金事務所に対して行っていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101388号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200013号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月10日の標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

令和元年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年6月10日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では年金給付に反映しない標準賞与額とされているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和1年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿、事業主の回答及びB市から提出された令和2年度市民税・県民税に関する回答書から判断すると、請求者は請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101001号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200006号

第1 結論

昭和56年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年*月から昭和60年3月まで

私が20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの期間の保険料を自宅に来る集金人に納付してくれた。

しかし、年金記録を見ると、昭和60年4月以後は納付済みとなっているのに、請求期間が未納となっている。

母は、集金は不定期に行われ領収証をもらっていないし、途中で集金人が代わったと言っているので、請求期間の集金人は預かった保険料を正しく処理していなかったのだと思う。

母が請求期間に係る保険料を納付してくれたことに違いはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、私が20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの期間の保険料を自宅に来る集金人に納付してくれたとしている。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号は昭和61年3月28日にA市において払い出されており、当該記号番号の前後の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者の加入手続きは昭和61年3月頃に行われたものと推認できる上、請求者に係る同市の国民年金被保険者(受給権者)名簿の欄外には「取 受付 昭和61年3月25日」と記載されており、当該記載の意味について、同市の担当者は国民年金の加入手続きを受け付けた日と考えられる旨陳述している。

また、オンライン記録において、前述の記号番号の払出しと同日に、請求者が20歳に到達する昭和56年*月*日に遡って被保険者資格を取得し、年度当初の昭和60年4月から同年9月までの期間に係る保険料を納付した旨の記録、また同月以後の昭和60年度に係る保険料を二度にわたって過年度保険料として納付した旨の記録が確認できるところ、A市は、請求期間当時、集金人が過年度保険料を預かることはなかった旨回答しており、これらの事情は請求者の主張と符合しない。

さらに、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年であることから、前述の加入手続きの際に、請求者が20歳に到達する昭和56年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したとしても、請求期間の大半の期間については、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

一方、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号が必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンライ

ンシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された記録は見当たらない。

加えて、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い、当該保険料を納付したとされる請求者の母は、当時の記憶が明確でなく、具体的な状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2101006 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2200014 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

請求期間において、A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

A 社には新聞に掲載された求人を見て応募し、入社後は、本社の B 部において C 業務に従事した。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録において、請求期間頃に A 社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会(以下「同僚照会」という。)したところ、請求期間の始期である昭和 62 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している二人は、請求者と同期入社である旨回答又は陳述していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が請求期間頃に A 社に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A 社(商業登記の記録によると、A 社は平成 24 年 10 月に解散)の後継事業所である D 社及び A 社の元事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず当時の状況が不明である旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、請求期間当時の A 社における厚生年金保険加入の取扱い等について、前述の同僚照会において、当時は皆正社員であり、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとする回答がある一方で、請求期間当時、正社員とは別にフルタイム勤務の契約社員がいた旨、当時は入社してもすぐに退職する者が多かったので、3 か月程度の試用期間を設けることがあった旨の陳述もあった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に請求者の氏名はなく、健康保険被保険者証の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとも考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100365号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200015号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は23万1,000円、同年12月5日は32万4,000円及び平成16年7月16日は24万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日及び平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日及び平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月16日

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から③までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間①から③までの各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳、預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は23万1,000円、請求期間②は32万4,000円及び請求期間③は24万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①の賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、平成15年7月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年

金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100367号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200016号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は33万5,000円、同年12月5日は33万7,000円、平成16年7月16日は33万円及び同年12月3日は36万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する平成15年分及び平成16年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査の上、請求期間①から④までの各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された平成15年分及び平成16年分給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により推認できる賞与額から、請求期間①は33万5,000円、請求期間②は33万7,000円、請求期間③は33万円及び請求期間④は36万1,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③

は平成 16 年 7 月 16 日及び請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100683号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200017号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は43万円、同年12月5日は44万円、平成16年7月16日は40万9,000円及び同年12月3日は47万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から④までの各期間について、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は43万円、請求期間②は44万円、請求期間③は40万9,000円及び請求期間④は47万3,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100719号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200018号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は32万3,000円、同年12月5日は34万3,000円、平成16年7月16日は31万2,000円及び同年12月3日は35万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年夏
② 平成15年冬
③ 平成16年夏
④ 平成16年冬

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から④までの各期間について、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、当該各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は32万3,000円、請求期間②は34万3,000円、請求期間③は31万2,000円及び請求期間④は35万3,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③

は平成 16 年 7 月 16 日及び請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。